

# 丹波篠山藩札 まる $\textcircled{得}$ まるい~の商品券 発行要領

## 1. 目的

このたびの、国の地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、プレミアム付き商品券（以下「商品券」という。）を発行することで、市民の購買意欲高揚と市内事業所の経済活動活性化に向けた起爆剤とすることを目的とする。

## 2. 事業実施主体

篠山市【委託先：篠山藩札発行委員会（事務局）篠山市商工会】

## 3. 商品券の概要

- |             |   |      |   |        |
|-------------|---|------|---|--------|
| (1) 名称      | 丹波篠山藩札 まる $\textcircled{得}$ まるい~の商品券  |      |   |        |
| (2) 発行総額    | 3億6千万円（プレミア6千万円含む）  |      |   |        |
| (3) 販売価格    | 1セット 10,000円（1,000円×12枚綴り）  |      |   |        |
| (4) 有効期限    | 平成27年7月11日から平成28年1月31日  |      |   |        |
| (5) 購入対象者   | 篠山市民（基準日に篠山市に住民登録又は外国人登録のある者）   |      |   |        |
| (6) 購入制限    | 1世帯5セットまで購入可能（購入ハガキによる）   |      |   |        |
|             | 但し、基準日に17歳以下の子供が1人いる世帯は   | 6セット |   |        |
|             | 〃   | 2人   | 〃 | 7セット   |
|             | 〃   | 3人以上 | 〃 | 8セット   |
|             |   |      |   | まで購入可能 |
| (7) 使用制限    | ① つり銭の支払いはしない<br>② 払い戻しはしない<br>③ 現金、他の商品券への引き換えはできない<br>④ 公共料金、税金等の支払いはできない<br>⑤ 売買、譲渡を禁止する<br>⑥ 紛失、盗難、毀損等に対しての保障、補填、交換はしない |      |   |        |
| (8) 使用可能事業所 | <u>篠山市商工会会員で取扱店登録を行った事業所</u>  |      |   |        |

## 4. 商品券の発行（販売）方法

下記、市内6ヵ所で販売予定。販売数が3万セットに達すると同時に終了する。

- |          |                                 |             |            |
|----------|---------------------------------|-------------|------------|
| (1) 期間   | 平成27年7月11日（土） 12日（日） 午前10時～午後4時 |             |            |
| (2) 販売場所 | ・篠山市民センター                       | ・城東公民館      | ・ハートピアセンター |
|          | ・西紀老人福祉センター                     | ・丹南健康福祉センター |            |
|          | ・今田まちづくりセンター                    |             |            |

※上記期間内で残った場合、7月13～17日の午前10時～午後5時まで、篠山市役所第1庁舎1階で販売予定。

## 5. 商品券の購入方法

- (1) 平成27年4月1日を基準日とし、市内の全世帯主に商品券購入券を送付。  
購入券と引き換えに購入限度セット数まで購入することができる。
- (2) 購入代金は、日本通貨（現金）のみとする。
- (3) 送付された「購入券」を紛失した場合等は、所定の「購入申込書」を提出することにより購入可能とする。

## 6. 商品券取扱店登録申込要領

- (1) 申込資格 篠山市商工会員で篠山市内に店舗及び事業所を有すること。
- (2) 申込期限 平成27年5月29日（金）午後5時
- (3) 申込場所 篠山市商工会（篠山市二階町58-2） TEL 552-0758 FAX 552-2531
- (4) 申込方法 **【商品券取扱要領】**を確認のうえ、別紙-1「取扱店登録申込書」を申込場所に提出する。  
※FAXで申込んだ場合は申請者が必ず送信先に着信を確認する。
- (5) その他 申込期限後も登録は可能。但し、商品券販売時に購入者に配布する取扱店一覧表及び折込チラシには掲載されない。

### **【商品券取扱要領】**

#### 1) 商品券の回収及び換金

取扱店は、受け取った商品券をあらかじめ指定した金融機関に持ち込み、所定の「商品券換金申込書」を添えて窓口に提出する。金融機関は諸事確認のうえ振り込み換金するものとする。尚、換金手数料は不要。

※金融機関及び換金の詳細は現在交渉中、換金申込書は取扱店にポスター等と一緒に配布予定。

#### 2) 取扱店の表示等

- ①商品券の販売時に取扱店一覧表を購入者に配布する。
- ②店頭用の取扱店ポスターを配布する。

#### 3) 特記事項

- ①取扱店は、商品券の受け取りにあたり釣銭を出さない。
- ②取扱店は、商品券の受け取りにあたり「見本券」と照合するなど適正な券であるか十分に確認すること。
- ③取扱店は、回収した商品券が偽造券であることを発見した場合は、直ちに篠山市商工会に報告し、回収した偽造券を引き渡すこと。
- ④取扱店は、偽造券が使用された場合、単純な確認作業の怠りなど取扱店に明らかかな過失がある場合は、偽造券に相当する金額の換金ができない場合がある。
- ⑤取扱店は、他の商品券への交換、譲渡及び売買を行ってはならない。
- ⑥取扱店が、本要領に違反する行為を行った場合、実施主体は取扱店登録を抹消することができる。

商品券の処理方法については登録店にお知らせする。